

江府町地域情報通信基盤運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域情報通信格差の是正と地域の活性化、及び住民生活の安心安全に寄与することを目的とした、江府町地域情報通信基盤整備事業にて構築した設備（以下「基盤」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 この要綱における基盤運用とは、町が行う下記のことをいう。

- (1) I R U（破棄し得ない使用权）制度を活用した公設民営による電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業のサービス
- (2) I R U事業者のサービスを利用した、町独自の電気通信事業のサービス、及び町が広報すべき事項の伝達、その他町長が必要と認める情報の提供

(事務)

第3条 基盤の整備及び維持管理に関する事務は、地域情報化担当課において行うものとする。

(利用申請)

第4条 基盤を利用しようとする者は、江府町ひかりネットワーク利用申請書（以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 利用できる者は、町内に住所を有する個人、又は町内に事業所等を有する法人若しくは団体とする。
- 3 前号に掲げるもののほか、提出された申請書について町長が特に認めた個人、法人又は団体（以下「特別加入者」という。）も利用できるものとする。

(サービス提供)

第5条 前条の申請書を提出した者（以下「利用者」という。）は、ひかり電話と町内無料通話及びI P告知放送の基本型（ファミリーライトタイプ）と、基本型に加えインターネット接続もできる利用型（ファミリータイプ）のいずれかのサービスを選択するものとする。

(機器の貸与)

第6条 町長は利用者に対してキャビネット（屋外ケーブル接続箱）、I P告知端末（戸別受信機）及びONU（光回線終端装置）若しくはHGW（ホームゲートウェイ：終端機能付光受信装置）並びにその接続ケーブル類を無償で貸与するものとし、町が所有し維持管理を行う基盤の責任分界点は、ONUまでとI P告知端末又はHGWを経由しI P告知端末までとする。

- 2 利用者は引込線と貸与品について善良な管理を行わなければならない。
- 3 第1項の機器について、利用者の責による故障又は破損が明らかな場合は、町に依頼し利用者自らの負担で修理又は交換するものとする。なお、利用者の責によらない故障又は破損が生じた場合は、町がその費用を負担するものとする。

(利用変更等)

第7条 利用サービスや設置場所の変更及び廃止を希望する者は、申請書に事由と必要事項を記入し町長に提出しなければならない。

(工事実施)

第8条 町長は申請書の提出があった場合、速やかに工事を行うものとする。

2 前項とは別に申請により町が幹線ケーブル等を整備しなければならない場合、及び短期間に撤去することを前提とした建物への引込みと撤去の工事を実施する場合について、利用者は工事に要する費用を負担しなければならない。ただし、負担額については町長が決定するものとする。

(障害対応)

第12条 町長は基盤に障害が発生した場合、直ちに調査し復旧に必要な措置を講じるものとする。

(業務の中断)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業を中断するものとし、これにより生じる賠償の責を負わない。

- (1) 天災等の不可抗力による事由又は不測の事項等のやむを得ない事由により、事業が継続できない場合
- (2) 基盤の保守点検、修理、検査等又は公益上の理由から、事業を中断せざるを得ない場合

(損害の賠償)

第15条 故意又は過失によって基盤に損害を与えた者は、原状回復に要する費用及びこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、基盤運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。